

令和4年度第8回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和4年11月15日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和4年度第8回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和4年11月15日(火) 午後2時8分

3. 閉 会 日 時 令和4年11月15日(火) 午後2時44分

4. 出席農業委員(16名)

1番	米田拓実君	2番	中野雄一郎君
3番	芋田一弘君	4番	立崎和寿君
5番	山田利昭君	6番	小笠原秋彦君
7番	稲田優憲君	8番	柿本広一君
9番	奥山博君	10番	小田正喜君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
17番	力石堅太郎君	19番	杉山秀明君

5. 欠席農業委員(2名)

11番	外山康仁君	18番	山崎誠一君
-----	-------	-----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員(13名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	山端敏行君	四和地区	工藤優美子君
深持地区	沢目勝弘君	切田地区	若沢弘幸君
切田地区	中川原彰造君	大深内地区	斗沢信一君
大深内地区	大平靖四郎君	伝法寺地区	工藤美江子君
東部地区	山端至誠君	藤坂地区	松田賢志君
六日町地区	竹ヶ原竹夫君		

7. 会議に付した案件

- 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第40号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第41号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第42号 非農地判断を行った農地について
- 議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について
- 議案第39号 相続税の納税猶予継続届出書に関する証明（農業経営）について
- 議案第40号 十和田市農用地利用集積計画の作成に係る要請について
- 議案第41号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

8. 議事録署名委員

1番 米田拓実君 9番 奥山博君

9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	横岡聖一	事務局次長	安本宗徳
事務局農地係長	小笠原満	事務局振興係長	苫米地慶
事務局主査	村中健大	事務局主査	佐々木徳幸
事務局主事	佐藤菜奈		

10. 書 記

事務局主事 佐藤菜奈

議 長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、11番 外山 康仁 委員、18番 山崎 誠一 委員の2名です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年11月4日に告示招集いたしました、令和4年度第8回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。1番 米田 拓実 委員、9番 奥山 博 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第39号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）1ページをお願いいたします。報告第39号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法及び農業経営基盤強化促進法によるものが、合計8件17筆44,475平方メートルです。今後の意向につきましては、41番から43番までは今後別人と貸借の予定です。44番は今後別人と農業経営基盤強化促進法で売買の予定です。45番と46番につきましては、自ら耕作が難しいということで貸借のあっせん希望が出されております。47番は農地として管理。48番は別人と売買の予定です。次に4ページです。農地中間管理事業によるものが、合計3件6筆13,737平方メートルです。今後の意向は、23番は別人に贈与することとして、今回農地法第3条所有権移転

の議案として上程されています。24番は自ら耕作、25番は受け手を変更する予定です。なお、今回協力金の返還対象となるものはございません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第39号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第40号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）5ページをお願いいたします。報告第40号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は6ページから16ページまでです。今回は、23件233筆442、202.63平方メートルです。取得事由は、6ページの72番のみ遺産分割によるもので、その他はすべて相続によるものです。また取得した権利の種類につきましては、13ページから14ページの89番のみ賃借権の相続で、その他は所有権の取得となっております。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、賃借中などとなっております。なお、8ページの81番のうち洞内後野の農地については、農地法第3条による売買の許可申請があり、今回議案として上程されています。今回あっせんの希望はありません。なお、宅地など農地以外の用途になっているものについては今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第40号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第41号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）17ページです。報告第41号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は18ページです。今回の照会は、合計4件8筆1、781平方メートルです。現地調査は令和4年11月4日に実施し、法務局への回答は11月7日に行っております。24番は、十和田自動車学校から西に約300メートルの地点です。

申請地は①、②、③の3筆とも水路となっています。現地の状況から農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。25番は、サン・ロイヤル十和田から北に約300メートルの地点です。申請地は、昭和52年建築の住宅の庭となっています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。26番は、深持のJA十和田おいらせ米大型低温倉庫から南に約550メートルの地点です。申請地には倉庫が建っております。20年以上経過しており、税務課税台帳においても現況地目、宅地であることから非農地と判断しております。27番は、田中商工株式会社から北西に約200メートルの地点です。申請地には昭和50年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であり、税務課税台帳においても現況地目、宅地であることから非農地と判断しております。以上です。

議 長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第41号を報告済みといたします。

議 長（杉山秀明君）次に報告第42号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）19ページをお願いします。報告第42号、非農地判断を行った農地について。「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき、別紙のとおり農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断したので報告する件です。内容は20ページから22ページです。報告事項につきまして、事務手続きの概要をご説明いたします。農業委員会では、遊休農地の発生防止と解消に向け、農地法第30条に基づく利用状況調査いわゆる農地パトロールを実施し、その結果、再生利用が困難な農地について非農地判断を行うこととなっております。今年度は8月29日から8月31日までの3日間、市内各地区の農地パトロールを実施するとともに、その後新たに確認された遊休農地については、毎月の委員現地調査の際に合わせて利用状況調査を実施いたしました。利用状況調査の結果、再生困難と判定された農地は、合計72筆159,010平方メートル、約15.9ヘクタールとなりました。次にこれらの農地について非農地とすることについて支障がないか、土地改良区及び十和田市農林畜産課へ照会いたしました。その結果、支障なしとされた、議案に掲載しております42筆102,616平方メートルについて、今回非農地判断するものです。なお、支障ありと回答があったものは、土地改良事業の受益地であることなどが理由となっております。非農地判断した土地につきましては、農地台帳の現況地目をその他に変更することにより台帳から除外します。また法務局、青森県構造政策課及び十和田市税務課、農林畜産課へその旨通知いたします。非農地判断した土地の所有者に対しては非農地通知書を交付いた

します。地目変更手続きは所有者が自ら行うこととなりますので、法務局に提出する申請書類も併せて送付し、速やかに手続きを行うよう依頼することといたします。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第42号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当いたしました調査班の調査員は、小田班長、立崎委員、柿本委員の3名です。令和4年11月4日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に議案第38号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）23ページをお願いいたします。議案第38号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は24ページから28ページです。なお24ページの55番につきましては、報告第40号による相続後の売買、27ページの62番は報告第39号による合意解約後の贈与となります。以上です。

議長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査の結果について報告願います。10番小田正喜委員をお願いいたします。

報告委員（小田正喜君）農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は、合計14件です。内訳は、所有権移転12件、賃借権設定2件です。はじめに所有権移転についてです。24ページの52番から25ページ59番までは売買によるものです。26ページ60番から27ページ62番までは子へ贈与、63番は知人へ贈与するものです。次に賃借権設定についてですが、28ページ16番、17番は労力不足によるものです。なお、25ページ57番は新規就農となっております。今回の申請について現地確認及び写真確認を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、お手元の農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）小田委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）次に新規就農者に対する聴取調査の結果について報告願います。
藤坂地区 松田 賢志 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（松田賢志君）農地法第3条の許可に関する新規就農について報告をいたします。令和4年11月4日午後1時45分、市役所別館4階会議室1において、25ページ57番の新規就農となる譲受人に対し、調査員3名と私の計4名で聴取調査を行いました。営農計画書を基に、機械の確保、労働力、技術関係等を聴取しましたが特に問題はありませんでした。また、現地確認でも申請地は農地として管理されていました。以上のことから、就農にあたっては特に問題はないと判断いたします。報告は以上です。

議長（杉山秀明君）松田推進委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に議案第39号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）29ページをお願いいたします。議案第39号、相続税の納税猶予継続届出書に関する証明（農業経営）について。租税特別措置法施行規則第23条の8第32項第1号の規定により、別紙の相続人が相続または遺贈により取得をした特例農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明をすることについて審議を求める件です。内容は30ページです。今回の証明に係る農地は、1件2筆288平方メートルです。相続税の納税猶予について、税務署に対し3年ごとに引き続き特例を受けることの届出を行うこととなっています。届出にあたっては、過去3年間継続して農業を営んでいることについて、管轄する農業委員会の証明が必要となります。本件に関しては、前回、令和元年11月総会での承認を経て証明書を交付しており、今回が2回目の更新となります。農地の現況及び経営状況について調査しました結果、納税猶予の対象となる特例農地にはぶどうが作付けされており、農地として利用されています。

また、申請者のその他の農地についても賃借権等の権利設定は行われておらず、本人への聴取から自ら耕作していることが確認されました。したがって、引き続き農業を営んでおり、証明書を交付することは適当であると判断されま
す。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可
することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は証明すること
に決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時28分

委員 退席

再開 午後2時28分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第40号を上程いたします。事務局から提案理由の説
明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）31ページをお願いいたします。議案第40号、十和田市農用
地利用集積計画の作成に係る要請について。農業経営基盤強化促進法第15条
第4項の規定により、十和田市長に対して別紙のとおり農用地利用集積計画を
定めるよう要請することの承認を求める件です。内容は32ページです。今回
は、合計2件5筆10,237平方メートルです。以上です。

議 長（杉山秀明君）農地利用調整会議の結果について報告願います。はじめに伝法
寺地区 工藤 美江子 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（工藤美江子君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。22番は

令和4年10月13日午前10時、農業委員会会長室において農用地の利用関係の調整を行いました。本件は受け手の農地に隣接しており、農地を集約するため売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意され、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、要件すべて適であると判断したので調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）工藤 美江子推進委員ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）次に四和地区 工藤 優美子 農地利用最適化推進委員お願いいたします。

報告委員（工藤優美子君）農用地利用調整会議の調整内容について報告します。23番は令和4年10月26日午前9時、農業委員会会長室において農用地の利用関係の調整を行いました。本件は出し手の労力不足により売買するものです。調整の結果、売買価格等について双方が合意され、農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書のとおり、要件すべて適であると判断したので調整調書を作成し農業委員会へ提出しました。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）工藤 優美子推進委員ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第40号は要請することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時32分

委員 着席

再開 午後2時32分

議 長（杉山秀明君）休憩を解いて会議を再開します。

議 長（杉山秀明君）次に議案第41号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）33ページをお願いします。議案第41号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。内容は34ページです。今回は賃借権の設定で、合計2件5筆20,160平方メートルです。2件とも新規の権利設定で、利用権の設定期間は41番が10年、42番が5年となっております。なお、協力金の対象はございません。以上です。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第41号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に議案第42号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）35ページをお願いいたします。議案第42号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事に送付するための意見を求める件です。内容は36ページです。今回は、合計6件7筆5,420平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。43番の転用事由は、農地を売買で取得し車両置場を整備するものです。場所は、ちとせ小学校から北東に約650メートルの地点です。農地区分は、農用地区域外にありいずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。本件は、農地以外の土地を含む非農地併用の事業です。44番の転用事由は、農地を親から使用貸借し普通住宅を建築するものです。場所は、沢田小学校から南西に約800メートルの地点です。農地区分は農用地区域外にあ

りいずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。45番の転用事由は、農地を売買で取得し物置を建築するものです。場所は、十和田中学校から北東に約500メートルの地点です。農地区分は第1種農地で、申請地が集落に接続しているため不許可の例外に該当し転用の見込みがあります。46番の転用事由は、農地を売買で取得し貸駐車場を整備するものです。場所は、十和田中学校から北東に約500メートルの地点で、45番に隣接しております。農地区分は第1種農地ですが、申請地が集落に接続しているため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。47番の転用事由は、農地を贈与で取得し雨よけのための工作物を含む放牧場を整備するものです。場所は、十和田乗馬倶楽部の北側隣接地です。本件は既に工事が完了しているため、始末書付きでの申請となります。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の面積の拡張に該当するため、不許可の例外に該当し転用許可の見込みがあります。48番の転用事由は、農地を売買で取得し倉庫を建築するものです。場所は、一本木沢温泉から北に約1.2キロメートルの地点です。本件についても、既に工事が完了しているため始末書付きでの申請となります。農地区分は第1種農地ですが、申請地が集落に接続しているため不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。4番 立崎 和寿 委員お願いいたします。

報告委員（立崎和寿君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は6件です。令和4年11月4日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後2時10分、市役所別館4階会議室1において、聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査では、申請番号47番、48番について、現地は既に放牧場の整備、倉庫の建築がされており、聴取調査において本人、代理人へ注意をしております。なお、この件については県に事前協議をし、追認的許可で了承を得ており、始末書付きとなっております。それ以外については問題ありませんでした。以上、農地転用許可にかかる立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。報告は以上です。

議 長（杉山秀明君）立崎委員ご苦労さまでした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。17番。

委 員（力石堅太郎君）47番の件について詳しくお聞きしたいと思います。贈与されて2分の1の拡張ということで認められましたが、本来であれば自分が買ってやるのであって、贈与されて何年前に整備されているのかわかりませんが、県の方では始末書付きでいいとは言ったのですけども、なにかこういうのは馴染まないものですから、もう少し詳しくわかっていけば説明していただきたいです。

事務局長（横岡聖一君）この件については、以前も2分の1拡張で追認的許可で許可相当ということで県に送ったものですが、これは今の代表者の方の先代の方が放牧場を、許可を受けずに整備してしまい、相当年数経ってこの方が代を受け継いだ後にそれが分かって、この方は将来に向かって違法状態を解消したいという意思がございました。しかしここは農業振興地域に入っているということもありまして、農林畜産課の方にも相談し、今後ちゃんとやるとすれば、まず農振除外をした後に転用手続きをする。ただしその時点で転用許可の見込みが必要ですのでこちらも県の方にも相談をして、やるとすれば不許可の例外の2分の1拡張しかないだろうということでした。2分の1拡張は、既存の施設の2分の1以内なので1回ではできないということで、2段階で1回目2分の1拡張して半分くらいやってから、あと半分を2回目でやるということで県の指導を受けました。そういった時間もおかるといっても本人も了承をしたうえで、必要な手続きは経ておきたいということで2分の1拡張で転用許可が2回にわたって申請されたということになります。

委員（力石堅太郎君）会長も思っていると思いますけども、なにか馴染まないのですよね。もしかして今後もこういうことがあるのですか、この方。あるのなら、もっと強い言葉で指導した方がいいかと思います。もう2件といたしましたけども前にもあったような気がします。そこらへんをきちんと指導していただきたいと思います。以上です。

事務局長（横岡聖一君）ご意見ありがとうございます。こういった追認的許可というのが先月もありましたけども、厳しく指導していきたいと思っております。

議長（杉山秀明君）その他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は許可相当とすることに決定いたしました。

事務局長（横岡聖一君）1件訂正させていただきます。ただいま質問があった件で、贈与で取得と説明いたしました。係の方で確認しまして売買だそうです。以上訂正いたします。

議 長（杉山秀明君）よろしいでしょうか。これもちまして、令和4年度第8回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時44分 —————